

| 主な関係資料 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資料 1   | ・提出期間は1月24日までとなっており、概要版等の記載では24日（必着）とされているが、概要版最終ページにあるハガキには『1月24日まで有効』となっており、25日に到着するものは対応しないという理解なのか？消印有効ではないのか？                                                                                                                                                   | ご意見の募集期間はR6.1.24（水）まで（必着）としています。<br>概要版最終ページにあるハガキには、料金受取人払の有効期間を記載しています。                                                                                                                                                                       |
|        | ・配架場所はわかるが、点字版の設置は行わないのか？                                                                                                                                                                                                                                            | 点字版については、各区保健福祉センターや地域包括支援センター、市民情報プラザ、大阪市サービスカウンター、公文書館、視覚障害者福祉協会、早川福祉会館、日本ライトハウスに配架依頼します。                                                                                                                                                     |
|        | ・素案の公表は、1月24日をもって終了として、ホームページ上から削除するのか？（あくまでも募集期間が12月25日～1月26日まででないか？）                                                                                                                                                                                               | 「ホームページ掲載にかかる運用マニュアル（パブリック・コメント手続）」のとおり公表します。<br>（マニュアル抜粋）<br>1 計画案等の公表及び意見の募集<br>（2）公表期間<br>パブリック・コメント手続にかかる計画案等の公表日から結果公表日までとする。ただし、事前の予告を行う場合は、予告時点から掲載を行う。具体的な資料は公表できる状態になり次第、掲載する。<br>2 結果の公表<br>（2）公表期間<br>結果公表日から、結果公表日の属する年度の翌年度末までとする。 |
| 資料 2   | ・1ページ<br>「計画策定の背景と趣旨」ではなく、その項目の説明の文章の校正からすれば「計画策定の趣旨と背景」が正解では？                                                                                                                                                                                                       | 高齢者福祉専門分科会やパブリック・コメントのご意見等も踏まえて検討します。                                                                                                                                                                                                           |
|        | ・4ページ<br>「いただいた意見を適宜反映したうえで」とあるが、適宜が正しいのか？（パブリックコメントは1回であり、適宜ではないのではないのか？）                                                                                                                                                                                           | 「適宜＝その時々状況や必要性により」といった意味合いで使用しております。                                                                                                                                                                                                            |
|        | ・6ページ<br>ここで「2025年に向けた中長期的な「地域包括ケア計画」のスタートとして位置づけ」とあり、第9期計画では2025年を迎えることとなり、この「地域包括ケア計画」は今回の計画期間に達成できるのかの記載がどこにもないのではないのか？（以降の記載に見込の記載があるべきである。※16ページに記載があるべきではないか？）                                                                                                 | 高齢者福祉専門分科会やパブリック・コメントのご意見等も踏まえて検討します。                                                                                                                                                                                                           |
|        | ・16ページ（医介連携の2つ目）<br>令和4年度までの実施状況と目標が同一はあり得ないのでは？すでに体制構築されているのであれば、「深化」の部分も含めて目標とする必要があるのではないか。<br>・19ページ～<br>各事業における目標については、原則数値化したものとすべきであり、もしそれが困難である場合であっても、「全区にて」や「評価において達成率〇%以上」「（現行計画で未実施のものに限る）〇〇を新たに実施」などにすべきであり、「〇〇の向上」や「〇〇の強化」などの目標の達成の指標にならないものは見直すべきである。 | 各事業や取組によって内容や状況が異なることから一律に数値目標を設定することは難しいと考えますが、できる限り数値目標を設定の方が望ましいと思いますので、第9期計画の進捗にあたり関係課に検討してもらうよう働きかけます。                                                                                                                                     |
|        | ・33ページ<br>高齢者実態調査の実施内容の記載においては、実施内容だけでなく「調査実績やいただいたご意見を反映して今回の計画を策定しています」などと、回答内容が計画につながっていることの説明を入れるべきである。<br>・36ページ<br>単語として「長寿化した人生」とは？（※ここでは、高齢者が健康でいきいきと豊かに暮らさずしていいのではないのか？）                                                                                    | 高齢者福祉専門分科会やパブリック・コメントのご意見等も踏まえて修正検討します。                                                                                                                                                                                                         |
|        | ・80ページ<br>2行目「弘済院の医療機能・介護機能の継承・発展を図り…整備に取り組んでいます」の一文だけが網掛けされていますが、同様の網掛けが他の事項には見当たらず、特に意味はないと思いますので削除をお願いします。                                                                                                                                                        | 修正しました。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 資料 3   | ・1ページ<br>資料2の1ページ指摘と同様<br>・5ページ<br>資料2の33ページ指摘と同様<br>・7ページ<br>資料2の36ページ指摘と同様                                                                                                                                                                                         | 資料2と同様                                                                                                                                                                                                                                          |
|        | ・最終ページ<br>「複数の意見がある場合などを行うことができるように、本市ホームページにおいても意見することが可能となっています。」など、案内を記載しておくべきではないか？（QRコードとURLも記載）                                                                                                                                                                | 「＊ご意見の募集について＊」に電子メールや行政オンラインシステム等での提出方法も記載しており、ご指摘について補完できると考えます。                                                                                                                                                                               |
| その他    | ・資料2の計画素案及び資料3の計画素案（概要版）には、音声読み上げ用のコードを添付するはずだが、それを案内する旨の記載がないのではないのか？                                                                                                                                                                                               | 記載します。                                                                                                                                                                                                                                          |
|        | ・また、配架においては、区役所には点字版の設置もすると思われるが、その案内表記も必要であるとともに、点字版の配架場所も案内が必要ではないか？                                                                                                                                                                                               | ホームページに記載します。                                                                                                                                                                                                                                   |